省令

○財務省令第六十号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策投資銀行法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行法施行規則（平成二十年財務省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第二条の次に次の六条を加える。

（危機対応業務の休止等）

第三条　会社は、法附則第二条の十第二項の規定により指定営業所（同条第一項に規定する指定営業所をいう。以下この条において同じ。）において臨時に危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部を休止するときは、直ちに、次に掲げる書面を財務大臣に提出するとともに、第一号に記載した事項を公告しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した書面

イ　休止する指定営業所の名称及び所在地

ロ　休止する危機対応業務の範囲

ハ　休止する年月日及び期間

ニ　休止の理由

二　休止に関する意思の決定を証する書面

2　会社は、臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止した指定営業所において当該業務の全部又は一部を再開するときは、直ちに、次に掲げる書面を財務大臣に提出するとともに、第一号に記載した事項を公告しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した書面

イ　再開する指定営業所の名称及び所在地

ロ　再開する危機対応業務の範囲

ハ　再開する年月日

ニ　再開の理由

二　再開に関する意思の決定を証する書面

（危機対応業務に係る事業計画及び事業報告書の記載事項）

第四条　法附則第二条の十一第一項の危機対応業務の実施方針については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生時における対応の方針に関する事項

二　株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生に備えた取組に関する事項

三　その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

2　法附則第二条の十一第二項の同条第一項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項第一号の方針に基づく対応の状況に関する事項

二　前項第二号の取組の状況に関する事項

三　その他法附則第二条の十一第一項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況に関する事項

（劣後特約付金銭消費貸借等）

第五条　法附則第二条の十二第四項第一号に規定する金銭の消費貸借であって財務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借とする。

2　法附則第二条の十二第四項第三号に規定する社債であって財務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第七項に規定する特定社債並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項に規定する投資法人債並びに外国法人の発行する債券（社債券、資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利を含む。）とする。

（特定投資業務規程）

第六条　法附則第二条の十七第一項の財務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定投資業務（法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施体制に関する事項

二　特定投資業務の実施方法に関する事項

三　特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四　会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項

五　法附則第二条の十六第二項第四号の体制による特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六　財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項

七　その他特定投資業務の実施に関する事項

2　会社は、法附則第二条の十七第一項前段の規定により同項に規定する特定投資業務規程（以下この項及び次項において「特定投資業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特定投資業務規程を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

3　会社は、法附則第二条の十七第一項後段の規定により特定投資業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特定投資業務規程を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

（特定投資業務に係る事業計画及び事業報告書の記載事項）

第七条　法附則第二条の十八第一項の特定投資業務の実施方針については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定投資業務の実施に係る基本的な方針に関する事項

二　一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置に関する事項

三　法附則第二条の十二第三項に規定する特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組に関する事項

四　法附則第二条の十六第二項第四号の体制による特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応に関する事項

五　その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

2　法附則第二条の十八第二項の同条第一項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項第一号の基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

二　前項第二号の措置の実施状況に関する事項

三　前項第三号の取組の状況に関する事項

四　前項第四号の対応の状況に関する事項

五　その他法附則第二条の十八第一項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項